

議案第 39 号

筑西市附属機関に関する条例の一部改正について

標記について次のとおり提出する。

令和 6 年 2 月 28 日

筑西市長 須藤 茂

筑西市条例第 号

筑西市附属機関に関する条例の一部を改正する条例

筑西市附属機関に関する条例（令和 2 年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 項の表中

合併振興基金活用事業選定委員会	筑西市合併振興基金活用事業の選定について審査を行い、市長に報告すること。	を
協働のまちづくり支援事業選定委員会	筑西市協働のまちづくり支援事業の選定について審査を行い、市長に報告すること。	に

改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する

(筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 筑西市特別職の職にある者で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第2第2項の表中「合併振興基金活用事業選定委員会」を「協働のまちづくり支援事業選定委員会」に改める。